

唐津市条例第 17 号

唐津市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部
を改正する条例

唐津市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例（平成 27 年条例
第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「又は観覧場」を「若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類
する令第 130 条の 7 の 3 に定めるもの」に改め、「、ナイトクラブ、ダンスホー
ル」を削り、「令第 130 条の 9 の 2」を「令第 130 条の 9 の 3」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。

唐津市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
別表第 1 (第 4 条、第 7 条、第 8 条関係)		別表第 1 (第 4 条、第 7 条、第 8 条関係)	
区分	建築してはならない建築物	区分	建築してはならない建築物
特定用途制限地域 (虹の松原周辺地 区)	1～4 (略)	特定用途制限地域 (虹の松原周辺地 区)	1～4 (略)
	5 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイト クラブその他これに類する令第 130 条の 7 の 3 に 定めるもの		5 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	6 キャバレー、料理店その他これらに類するもの		6 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホー ルその他これらに類するもの
	7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令第 130 条の 9 の 3 で定めるもの		7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令第 130 条の 9 の 2 で定めるもの
	8～11 (略)		8～11 (略)
特定用途制限地域 (田園居住地区)	1～4 (略)	特定用途制限地域 (田園居住地区)	1～4 (略)
	5 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイト クラブその他これに類する令第 130 条の 7 の 3 に 定めるもの		5 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	6 キャバレー、料理店その他これらに類するもの		6 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホー ルその他これらに類するもの
	7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令第 130 条の 9 の 3 で定めるもの		7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する 令第 130 条の 9 の 2 で定めるもの
	8～11 (略)		8～11 (略)

<p>特定用途制限地域 (主要幹線沿道地区)</p>	<p>1～4 (略)</p> <p>5 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3に定めるもの</p> <p>6 キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の3で定めるもの</p> <p>8～10 (略)</p>	<p>特定用途制限地域 (主要幹線沿道地区)</p>	<p>1～4 (略)</p> <p>5 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>6 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の2で定めるもの</p> <p>8～10 (略)</p>
<p>特定用途制限地域 (インターチェンジ周辺地区)</p>	<p>1～4 (略)</p> <p>5 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3に定めるもの</p> <p>6 キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の3で定めるもの</p> <p>8～9 (略)</p>	<p>特定用途制限地域 (インターチェンジ周辺地区)</p>	<p>1～4 (略)</p> <p>5 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>6 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の2で定めるもの</p> <p>8～9 (略)</p>